○長期収容中被留置者の適正管理について

昭 和 60年 12月 18日

埼例規第47号・留管・刑総・防・公一・交指

警　察　本　部　長

長期収容中被留置者の適正管理について（例規通達）

題名改正〔平成３年第46号〕

埼玉県警察情報管理システムによる被留置者管理業務の実施に伴い、みだしのことについて、次により昭和61年１月１日から実施することとしたから、実効の上るよう運用されたい。

なお、昭和56年７月10日付け務第827号、刑総第334号、防第514号、公一第194号、交指第826号長期在監留置人の管理について（通達）は、廃止する。

一部改正〔平成３年第46号〕

記

第１　目的

本部留置施設又は警察署留置施設に留置した期間（引当たり捜査等により一時的に他の留置場所に留置した期間を含む。）が60日を超えた全ての被留置者（以下「長期収容中被留置者」という。）の迅速、適正な捜査、早期移送を促進し、もつて被留置者の事故防止と適正管理を図ることを目的とする。

一部改正〔平成３年第46号、17年第608号、18年第319号、19年第216号・第372号、26年第625号〕

第２　警察署等における措置

１　警察署長（以下「署長」という。）は、被留置者の捜査状況を的確に把握して、捜査を合理的、効率的に推進すること。

２　警察署の副署長は、署長を補佐し、長期収容中被留置者の実態を把握した上、事件主管課長又は捜査担当者に対し、当該長期収容中被留置者に係る捜査の長期化を防止するため、具体的な指揮、命令を行い、迅速、適正な捜査を推進すること。

３　留置主任官は、被留置者の警察捜査が未了で長期収容中被留置者となつたときは、事件主管課長に対し、当該長期収容中被留置者に係る捜査の推進について要請すること。

４　委託した警察署の留置主任官及び埼玉県警察被留置者の留置に関する細則（平成26年埼玉県警察本部訓令第35号）第８条に規定する特定留置業務主任官は、委託した被留置者が警察捜査が未了で長期収容中被留置者となつたときは、受託した本部留置施設又は警察署の留置主任官にこの旨を通報するとともに、事件主管課長に対し、捜査の推進について要請すること。

一部改正〔平成３年第46号・第51号、４年第11号、７年第13号、８年第47号、17年第608号、18年第319号、19年第216号、23年第765号、26年第625号〕

第３　警察本部における措置

１　総務部留置管理課長（以下「留置管理課長」という。）は、必要により、長期収容中被留置者の状況を本部事件主管課長及び署長に対し通知するものとする。

２　本部事件主管課長は、当該長期収容中被留置者の捜査を行つている署長に対し、当該長期収容中被留置者に係る捜査状況を確認し、必要な指導、助言を行うものとする。

一部改正〔昭和63年第16号、平成元年第６号、３年第46号、７年第13号、18年第319号〕

第４　移送の促進

署長、留置管理課長及び本部事件主管課長は、相互に緊密な連携を図り、警察捜査が終了した長期収容中被留置者の早期移送を関係機関に働き掛け、その促進に努めるものとする。

一部改正〔平成３年第46号、７年第13号、18年第319号、26年第625号〕

第５　連携の強化

留置管理課長及び署長は、長期収容中被留置者を留置しているときは、特に、留置主任官を指揮して適正処遇及び事故防止に努めなければならない。この場合において、署長は、事件主管課長と留置主任官との連携強化に配意させること。

一部改正〔平成３年第46号、７年第13号、17年第608号、18年第319号〕

実施日

この例規通達は、昭和61年１月１日から実施する。

実施日（昭和63年３月28日埼例規第16号・務）

この例規通達は、昭和63年４月１日から実施する。

実施日（平成元年１月18日埼例規第６号・留管）

この例規通達は、平成元年１月25日から実施する。

実施日（平成３年８月26日埼例規第46号・情管）

この例規通達は、平成３年９月１日から実施する。

実施日（平成３年９月27日埼例規第51号・留管）

この例規通達は、平成３年10月１日から実施する。

実施日（平成４年３月17日埼例規第11号・務）

この例規通達は、平成４年３月17日から実施する。

実施日（平成７年３月27日埼例規第13号・務）

この例規通達は、平成７年４月１日から実施する。

実施日（平成８年９月12日埼例規第47号・務）

この例規通達は、平成８年９月12日から実施する。

実施日（平成17年10月14日留管第608号）

この通達は、平成17年10月21日から実施する。

実施日（平成18年５月22日留管第319号）

この通達は、平成18年５月24日から実施する。

実施日（平成19年３月30日留管第216号）

この通達は、平成19年４月１日から実施する。

実施日（平成19年６月１日留管第372号）

この通達は、平成19年６月１日から実施する。

実施日（平成23年９月14日留管第765号）

この通達は、平成23年９月16日から実施する。

実施日（平成26年７月４日留管第625号）

この通達は、平成26年８月１日から実施する。